

令和3年度『子育て世帯への臨時特別給付金』の支給について

問町民福祉課 児童係 ☎52-5810

新型コロナウイルス感染症の影響を受けた子育て世帯を支援する取組の一つとして臨時特別給付金を支給します。

◇支給額

児童1人あたり 一律5万円

◇対象児童

平成15年4月2日～令和4年3月31日生まれの児童

◇支給方法

① 令和3年9月分児童手当の支給対象児童	→	12月下旬に支給を予定しています。 ※申請は不要です。
② ①と同居する高校生など		
③ その他 (高校生のみを有する世帯、9月以降に生まれた新生児、公務員世帯など)	→	お知らせおよび申請書を12月上旬に送付していますので、窓口にて申請をお願いします。 支給は令和4年1月以降を予定しています。

※対象となる人には、12月上旬にお知らせを送付しています。詳細はお知らせか町ホームページをご確認ください。

児童クラブの申し込み

■対象者

町内の小学校に就学している児童または町内に住所を有し、町外の小学校に就学している児童で、保護者および同居の祖父母（利用年度末日において70歳以下の人に限り）が就労などにより自宅で保育ができない児童（就労が理由の場合は、週3日以上従事していることが必要）

■開所日時

- ・平日（月～金曜日）授業終了後～午後5時
- ・土曜日、学校の長期休みは、午前8時～午後5時

※延長利用は、午後6時まで実施しています。（土曜日は延長はなし）

■休所日 日曜日、祝日、年末年始（12月28日～1月4日）、お盆（8月13日～16日）

■保育料 月額3,000円

※別途、教材費・おやつ代として1,500円が必要です。

■必要書類

- ・放課後児童保育申込書
- ・世帯状況調査票
- ・就労証明書

※就労証明書は、保護者および同居の祖父母（利用年度末日において70歳以下の人に限り）の全員分が必要です。

※兄弟などで児童クラブに入所申し込みをする人は、就労証明書は1人は原本、2人目以後は写しで受付できます。

※令和4年度の保育園の申し込みのため就労証明書を提出している場合は提出は不要です。（受付時に申し出る）

◇就労以外の事情により入所を希望する人のみ追加に必要な書類

- ・申立書（保育を必要とする事由）

■書類配布場所 町民福祉課児童係（③窓口）

※町ホームページからもダウンロードできます。

■申込方法 窓口へ申請する

■申込受付期間

12月13日（月）～令和4年2月1日（火）

■その他

- ・前年度から引き続き入所を希望する場合も申請が必要です。
- ・定員を超えた場合は、児童や家庭の状況などにより入所を決定します。
- ・夏休み利用の申し込みは定員に空きがある場合に限り、4月以降に追加募集を行います。詳細は、広報にてお知らせします。

■申込み・問合せ先 町民福祉課児童係（③窓口）☎52-5810